

回復期病床整備事業費補助金の概要について

- 愛知県では、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向けて不足が見込まれる回復期機能の病床の充実を図ることを目的として、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を助成しています。
- 平成30年度から、補助金の交付申請手続き前に「回復期病床整備計画書」を御提出いただき、地域医療構想推進委員会で計画内容が適当とされた場合に、補助金の交付申請を受け付けることとしています。

海部構想区域において、令和元年度第2回の募集期間（令和元年12月2日から12月20日）に回復期病床整備計画書の提出が1件ありました。

[補助対象者] 医療機関の開設者等

[補助率] 1/2

[基準額] ○施設整備

新築・増改築	5,022 千円/床
改修	3,508 千円/床

○設備整備 500 千円/床

[対象経費] 既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費（※）

○施設整備・施設の新築・増改築、改修に要する工事費等

○設備整備・医療機器等（備品）の購入に要する費用

※ 既存の回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）に係る事業は補助対象になりません。

※ 施設整備は複数年の実施が可能ですが年度ごとの交付になるため、交付申請等の手続きは毎年度（回復期病床整備計画書の提出・地域医療構想推進委員会への意見聴取は初年度のみ）必要になります。

[補助条件] 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に補助金を交付する。